

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会といい、外国に対してはGife Basketball Association（英文略称 GBA）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）に加盟し、岐阜県におけるバスケットボール競技界を統轄し、岐阜県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バスケットボール競技会や講習会の主催及び主管並びに後援に関すること
- (2) 指導者の技術研究及び養成並びに認定、登録に関すること
- (3) 審判技術の研究及び審判員の養成並びに認定、登録に関すること
- (4) バスケットボール競技に関する公式記録を作成及び保存、運用に関すること
- (5) バスケットボールの宣伝啓発をすること
- (6) バスケットボールに関する事項の調査研究をすること
- (7) 地域社会におけるバスケットボールグループの育成強化に関すること
- (8) チーム及び競技者の登録に関すること
- (9) 加盟団体等との連絡・連携及び協力に関すること
- (10) 岐阜県を代表するチームの役員、選手を選定し派遣すること及び選手の育成強化に関すること
- (11) 県外チームの招聘又は県外チームの来征の承認に関すること
- (12) 岐阜県のバスケットボール界を代表する唯一の団体として公益財団法人日本バスケットボール協会及び東海バスケットボール協会に加盟

すること

(13) バスケットボール競技に関する功労者を表彰及び推薦すること

(14) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(設立者並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 この法人の設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立者が設立に際して拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 岐阜県バスケットボール協会

代表者 田口義隆

住所 岐阜市藪田南一丁目11番12号

拠出財産及びその価額 現金300万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、第5条に記載された財産のとおりである。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第10条 この法人は剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

（評議員）

第11条 この法人に評議員6名以上20名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以

上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 前各項に定めるもののほか、評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任 期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構 成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

- (2) 計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(定足数等)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 役員及び各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(評議員の議決権)

第20条 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。

- 2 出席評議員のみが議決権を行使することができ、代理人による議決権の行使や書面又は電磁的方法による議決権の行使は認められないものとする。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項本文の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはで

きない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- (5) 合併及び事業の全部または一部の譲渡
- (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 会長が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名は、これに記名押印または署名し、評議員会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上25名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者及びその配偶者又は3親等内の親族その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

4 監事はこの法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、

なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、この場合、評議員会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 顧問及び参与の選任及び解任

(5) 専門委員長及び専門委員の選任及び解任

(6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が書面又は電磁的方法にてこれを招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 副会長が会長と同様の事態となった場合には、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項本文の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 会長又は業務執行理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別な利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印または署名し、理事会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第39条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の運営に関する事項は理事会で別に定める。

第11章 加盟義務等

(加盟義務)

第42条 この法人は、岐阜県を代表する唯一の団体として、JBA及び東海バスケットボール協会に加盟する。

(遵守義務)

第43条 この法人は、JBAの定款、基本規定およびこれに付随する諸規定ならびに国際バスケットボール連盟（以下、「FIBA」という。）及びFIBA ASIAの諸規定ならびにスポーツ仲裁機構（以下、「CAS」という。）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

第12章 加盟団体等

(傘下団体の加盟)

第44条 市町村におけるバスケットボール界を統轄し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体（以下、「市町村バスケットボール協会」という。）は、理事会の議決を経て、加盟団体となることができる。

2 加盟団体の定款等諸規定の制定にあたっては、この法人の理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第45条 市町村バスケットボール協会は、次の事由によって加盟団体の資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 市町村バスケットボール協会の解散
- (3) 除名

(脱退)

第46条 市町村バスケットボール協会が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の同意を得なければならない。

(除 名)

第47条 市町村バスケットボール協会が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の決議を経て、除名することが出来る。

(1) この法人の名誉を傷つけ又はその目的に違反する行為のあったとき

(2) 分担金を2年以上滞納したとき

(分担金)

第48条 市町村バスケットボール協会は別に定める分担金を毎年納入しなければならない。

(その他の団体)

第49条 この法人は、別途理事会が認定する団体を「認定団体」とすることが出来る。

(その他)

第50条 市町村バスケットボール協会及び各種の連盟ならびに認定団体に関する事項は理事会において別に定める。

第13章 登 録

(登 録)

第51条 JBA及びこの法人の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者ならびに、この法人の加盟団体及びその他の団体は、その所属チーム及びチームの所属選手をJBA及びこの法人に登録しなければならない。

2 登録及び登録料に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的及び事業ならびに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解 散)

第53条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第54条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の法人もしくは地方公共団体

に贈与するものとする。

第15章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第16章 附 則

(細 則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(設立時評議員)

第57条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする

設立時評議員	田 口 勢津子
設立時評議員	高 橋 誠
設立時評議員	高 橋 英彦
設立時評議員	福 手 登 成
設立時評議員	牧 田 信 行
設立時評議員	渡 邊 明 男

(設立時役員)

第58条 この法人の設立時の代表理事、理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事	田 口 義 隆
設立時理事	新 井 裕 輔
設立時理事	石 崎 徹
設立時理事	薫 田 文 悟
設立時理事	島 澤 司
設立時理事	土 屋 武 司
設立時理事	増 田 博 徳
設立時理事	坂 忠 大
設立時理事	山 田 耕太郎
設立時理事	安 江 満 夫
設立時代表理事	田 口 義 隆
設立時監事	若 村 宣 彦
設立時監事	近 藤 了 嗣

(最初の事業年度)

第59条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月3

1日までとする。

(定款に定めのない事項)

第60条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会を設立のため、設立者岐阜県バスケットボール協会の定款作成代理人である司法書士中島寛孝は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年3月30日

設 立 者 岐阜市藪田南一丁目11番12号
岐阜県バスケットボール協会
代表者 田 口 義 隆

上記設立者の定款作成代理人
岐阜市鶴舞町一丁目19番地18
司法書士 中 島 寛 孝